

# ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2018(平成30)年11月16日(金) No.155

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典  
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)

(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>

(Eメール) [mail@rc-aikoh.or.jp](mailto:mail@rc-aikoh.or.jp)

## CONTENTS (今月号の内容)

- \* 日誌抄録(1頁): (2018年10月1日~)
- \* おもな動き(2頁):
  - ・全国盲重複障害者福祉施設研究大会
  - ・日韓交流継続を確認
  - ・職員状況(2018年10月中)
- \* 現場の内外で(3頁):
  - ・病棟訪問
  - ・胚芽米の栄養価
- \* 情報&ニュース(4頁):
  - ・厚労省、障害者水増し処分せず
  - ・AI(人工知能)がベストプラン作成 ほか
- \* ともいき(‘マイタウン’改め)(6頁):
  - ・地域福祉センター: 秋のイベント多彩に
- \* 三代目燈台守(7頁):
  - ・優しい顔と冷たい心と

## ▽日誌抄録(2018.10.1~)

月/日(曜)	記事
10/1(月)	本年度ノーベル医学生理学賞、本庶佑・京大特別教授に決定
5(金)	韓国ラファエルの家任(イム)院長来訪(~7日)
6(土)	愛光秋まつり/千葉県視覚障害者福祉大会(我孫子市)
8(月)	体育の日
9(火)	職員研修会(リスクマネジャー養成研修:本部第1会議室)
10(水)	サービス管理責任者会議(本部第1会議室)
16(火)	後援会運営委員会(本部ボランティア室)
17(水)	施設長会議(第1会議室)/ (社福)生活クラブ20周年記念講演会(千葉)
19(金)	千葉市視覚障害者福祉大会(千葉)
23(火)	明治改元150年記念日
24(水)	臨時国会召集
25(木)	全国盲重複研大会(千葉、~26)
26(金)	職員研修会(介護マイスター研修:千田ホール)
31(水)	施設長会議(本部第1会議室)
11/3(土)	文化の日
4(日)	(社福)誠友会30周年記念式(佐倉)
7(水)	施設長会議(第1会議室)/立冬
8(木)	施設長人事評価面接

もう鬼は笑わないでしょう。“平成最後の年の暮れ”まであと40日余り。年頭に誓ったことは何だったかな？…忘れました。

さて、この「平成最期の〇〇」がやたら耳につく昨今です。最近では西暦表記派も増えていますが、時代感覚をこめて「昭和」「平成」をことさらに意識する空気も根強いわが国です。

われわれにとってこの終わろうとしている時代は、きっとこう語り伝えられると思います。「天皇と皇后が愛光に來られたあの時代は…」と。

## ▽おもな動き

### 全国盲重複障害者福祉施設研究大会

愛光の経営理念にある「一隅を照らす実践」の「一隅」にあたるのが、盲重複障害者（もうちょうふくしょうがいしゃ）と呼ばれる人の存在です。視覚障害と知的障害などを併せもつ人は、日常生活、社会生活を送る上で大きなリスクを抱えています。愛光ではいまから50年前から、全国的にも先駆的な取組みとして、盲重複障害（児）者の施設ケアを行っています。そして、同様の実践を行っている仲間の施設で、「全国盲重複障害者福祉施設研究協議会」（略称「盲重複研」）を結成し、毎年研究大会を開催してきました。39回目の大会が10月25～26の両日、千葉市のホテルグリーンタワー幕張を会場に行われました。

大会テーマは「個別支援の向上を目指して～地域とつながりをもつために～」。北海道から九州まで、全国24施設から約150名の職員、家族が一堂に会し、基調報告（青戸亨会長）、行政説明（厚労省秋山専門官）、分科会（施設入所支援／日中活動支援／困難性の高い支援／家族）、記念講演（松山毅順天堂大学先任准教授）の日程で行われました。

記念講演では法人評議員でもある松山先生が、「地域共生社会の実現とは～地域の中であたりまえに暮らす、ということ」と題して、愛光の取組みを紹介しながらお話していただきました。

### 日韓交流継続を確認

愛光と韓国の盲重複障害者施設「ヨジュラファエルの家」との国際交流は2002（平成14）年から16年間続いてきました。一昨年（2016年）、2代目院長に任之彬（イム・ジビン）氏が就任されました。そのイム院長が10月4日来日され、今後の交流事業のあり方について意見交換を行いました。

愛光・ラファエルの両代表者間で合意された事項は次のとおりです。

- 2002年の「姉妹施設提携」の精神を踏まえ、今後も両施設（法人）間の交流を継続していく。
- その一つとして、職員の実習を伴う相互研修派遣事業を実施する。
- 主な研修内容（テーマ）としては、両国の盲重複障害者に関する福祉制度、支援・介護に関する理念と方法（臨床科学的理解を含む）などとする。

#### ■職員状況 (2018年10月中)

- \*採用：2（パート2）
- \*退職：3（正職1・パート2）
- \*2018年10月31日現在：職員現員357人  
（正職162／サポート又は常勤嘱託41／パート又は非常勤嘱託154）
- \*育児休業：0 \*産前産後休暇：2 \*休職：0

## ▽現場の内外で

### 病棟訪問

「ここは時間が止まっています」

これが最初の言葉であった。先月精神科へ入院した利用者に面会に行った。本人の望まない形で入院であり、今後に向けて振り返るべきものについて話そうと考えた。そこは閉鎖病棟であり、いぶかしげな表情の看護師が沢山の鍵の中から頑丈そうな病棟入口のドアの鍵を取り出して開錠し、面会室に通された。

面会室に現れたAさんは、表情がなく、「1か月でこんなになるのか…」というのが正直な感想であった。会話をするうちに徐々に以前の表情が戻ってきたが、入院前とほとんど変わらない主張が続いており、この日は結局今後につながる糸口は見つからなかった。

このあと、しばらく日を空けて2度目の面会をしたが、呂律（ろれつ）が回っておらず、Aさんは「話し相手がいないからですよ」と言った。

栄養管理された食事を日に3度し、毎日風呂に入る。そして決まった時間に起床し就寝する。そうすることで体は健康を維持できるだろう。しかし本人の様子はどうか。社会から切り離された環境で一定のリズムで生活することを余儀なくされることは、まさに「時間が止まっている」という感想になったのである。

退院支援をしている相談事業所の担当者から、

「入院が長くなればなるほど再び地域で暮らすのを望まなくなる例が多い。そういう人から、地域生活への希望をひき出すことが最初の仕事だ」

と聞いたことがある。今回の病棟訪問でも“時が止まったような状態”で何年も過ごせば、意欲も削（そ）がれ、自分の今後に希望を抱くこともなくなるだろうと感じた。残念ながら、病棟の雰囲気や看護師の様子、ソーシャルワーカーからも、Aさんの側に立って退院後について考えている姿勢は感じられなかった。そんな病院ばかりでもないのだろうが、積極的な退院支援の必要性はあると肌で感じた。

（ワークショップかぶらぎサービス管理責任者・宮部和樹）

### 胚芽米の栄養価

お米ひと粒ひと粒の少しかけている部分に、プチッとついている小さな黄色い粒。それが胚芽である。実はここにたっぷり栄養素が詰まっている。胚芽米は俗に「ミネラル、総合ビタミンの栄養カプセルをつけたお米」ともいわれている。

具体的には、精白米に比べるとビタミンB1は4倍、ビタミンEは5倍、食物繊維は3倍であり、中でもビタミンB1はエネルギー代謝を円滑に行わせるための潤滑油の働きをしている。また近年、特に注目されている「ギャバ」というアミノ酸の一種も含まれており、この成分は血圧を下げる効果のほか、うつ病などのような精神神経症状の緩和にも有効であるといわれている。（食品標準成分表による）

障害者支援事業入所施設（ルミエール、めいわ、リホープ、根郷通所センター）では、毎日提供することで施設利用者の便秘解消や貧血改善にも効果が見られてきた。

（管理栄養士・兼平真佐子）

## ▽情報&ニュース

### 厚労省 障害者水増し処分せず

中央省庁の障害者雇用水増し問題を巡り、厚生労働省は11月12日、同省職員の処分を見送る方針を固めた。制度を担当する官庁として他省庁に対する実態把握が行き届いていなかったことや、厚労省自体の不適切計上いずれの面でも、同省は「道義的な責任はあるが、処分に値する違法な行為はなかった」としている。

厚労省以外で不適切計上があった27の行政機関で、12日までに関係者の処分を公表している機関はなく、今後、厚労省に追随して処分しない可能性もある。長年にわたりさまざまな運用が行われたことへの責任が一切不問にされれば、野党や障害者団体からの批判は必至だ。

(11月13日、共同通信)

### A I (人工知能) がベストプラン作成

ケアプランの作成を支援するAI(人工知能)ソフト「マイア」が国際福祉機器展で発表された。ケアプラン作成をサポートするAIの実用化は日本初。利用料は、介護支援専門員1人当たり月1万円(税別)。

マイアは、認定調査で聞き取りをする74項目(必須)と主治医意見書(任意)の情報を基に、過去のデータの中から、状況が最も似ている利用者を探しだし、ADL(日常生活動作)やIADL(手段的日常生活動作)が改善される確率が最も高い介護サービスの組み合わせを3つ提案する。そして、それぞれのプランを利用した場合の改善予測を示す。(ケアマネ1人につき、利用者50人分の登録可)

提案されたプランの内容をケアマネが修正すると、マイアはそれを踏まえた将来予測を行い、修正前のプランとの比較もできるようになっている。

(1) 課題発見支援 (2) 課題解決サービス選定 (3) アセスメント精度向上支援—の3つの機能を備えていることだ。

インターネットに接続されていれば、パソコンとタブレット端末で利用でき、特別なソフトウェアのインストールなどの必要はないという。マイアは、住宅改修の可否や介護力の有無など、利用者の生活に関する情報も入力できるようになっている。

ケアマネジメント分野において、主役はあくまで人である。ケアマネジメントの究極の目標は、その方が目指したい生活を実現することだが、AIにはまだ考えられない。しかし、介護支援専門員の業務は多岐にわたっており、その一部をAIが担えることは、業務負担軽減につながる。また、データを活用することで、第三者的な目線、また公正なプラン作成も可能になると思われる。人がしなければならないこと、機械ができることを適正に使い分ける、介護支援専門員とAIとの組み合わせによる、新たなケアマネジメントの始まりである。

(はちす苑苑長・麻生知明)

### 強制不妊手術 おわび主体は「我々」超党派議連が法案骨子

旧優生保護法(1948~96年)下で不妊手術を受けた障害者らへの議員立法による救済策を検討している超党派の議員連盟は7日、法案の骨子を発表した。対象者や一時金支給の仕組みは10月に与党ワーキングチーム(WT)がまとめた基本方針と同じで、与党WT案ではあいまいだった被害者へのおわびの主体は、政府や国会を含め国民全体を意味する「我々」とした。

議連は今後、被害者側の弁護団などの意見を聞きつつ、与党 WT と法案の一本化に向け調整。来年の通常国会提出を目指す。

骨子では、焦点の一つとなっているおわびについて、前文で「生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、率直に反省し、深くおわびする」と明記するとした。同法の違憲性には触れていない。また、弁護団からの要望を踏まえ、これまで法案名などで使ってきた「救済」という言葉も使わない考えを示した。

2001年に成立したハンセン病療養所入所者への損失補償法では「反省とおわび」の主体として今回と同じ意味の「我ら」が使われている。法案作成プロジェクトチーム事務局の初鹿明博衆院議員（立憲）は、主体を広げる趣旨を「法律に基づかず手術を受けた人もいるので、関わる人をできる限り救済するため」と説明した。

一時金の額は「諸外国の例も参考に引き続き検討」と、先送りした。申請の呼び掛けについては、与党 WT 案と同じく、自治体などに記録が残る人を探して手術を受けていることを通知はしない方針。その代わり、障害者手帳の更新などの機会を利用した案内や、相談支援窓口の設置などできめ細かく対応するとした。

被害者側からは本人への通知を求める声が出ているが、初鹿議員は「記録は古くてほとんど現住所が分からず、通知は現実的でない。本人以外が開封する可能性もあり、周囲に隠している場合などは重大なプライバシーの問題が生じる」と理解を求めた。【藤沢美由紀、原田啓之】

#### ■超党派議連がまとめた法案骨子のポイント

- ・前文で反省やおわびを明記。国の責任や旧優生保護法の違憲性には触れない
- ・対象は不妊手術を受けた本人のみ。記録がない場合は証言や手術痕に関する医師の診断書などで判断する
- ・対象者は法律の施行から5年以内に厚生労働相へ一時金を請求。厚労省に設置された外部有識者らの認定審査会が審査する
- ・国は制度周知を適切に行う。手術記録が残っていた人への個別通知は盛り込まない

(11月8日、毎日新聞)

#### ■学童保育の基準緩和検討 厚労省、職員配置や資格基準で

共働きやひとり親家庭の小学生が放課後を過ごす「学童保育」（放課後児童クラブ）について、厚生労働省は、職員の配置や資格の基準を緩める検討に入った。待機児童を減らしたい地方自治体の強い要望を踏まえたもの。だが学童保育の現場からは不安の声も上がる。

保育園と同様、学童保育のニーズは年々高まっている。厚労省の調査によると、昨年5月1日時点の利用登録は117万1162人（前年比7万8077人増）、待機児童は1万7170人（同33人減）。

厚労省は学童保育の運営にあたって「従うべき基準」を定めている。全国一律のルールで▽1教室に職員は2人以上▽そのうち1人は保育士や社会福祉士など一定の条件を満たし、かつ、都道府県の研修を受けた「放課後児童支援員」とする、などとなっている。

1教室の児童数は「おおむね40人以下」。いまは時間帯や地域によって児童数が極端に少ない場合でも、一部例外を除いて「従うべき基準」は守らなければならない。厚労省は緩和策として、児童数が少ない場合に（1）職員は1人（2）緊急時に駆け付ける1人を含めた2人、とするなどの案を検討。支援員になる条件を緩める案も浮上する。基準が見直されれば、2015年の施行以来初めてとなる。

(10月17日、朝日新聞)

## ▽ともいき（‘マイタウン’改め）

### 地域福祉センター：秋のイベント多彩に

#### ◆Salon de ともいき

この事業では何と言ってもボランティアの存在が大きい。おかげさまで、送迎ボランティア2名、活動支援ボランティア6名の登録があり、金曜日を活動日としてご協力いただいている。事業の流れの理解、利用者との関係もできて、安心してお願いするまでになっている。

事業内容としては、健康体操・カラオケ体操のほか、簡単な介護予防のための脳トレを行っている。脳トレは、やさしいパズルや数字合わせ、間違いさがし、簡単な計算などである。実はこの簡単なことの繰り返しで脳の活性化に繋がるという。大脳の前頭葉の大部分を占めているのが「前頭前野」。何をしているときにこの前頭前野がよく使われているのかを調べたところ、「簡単な計算やパズル」「音読」、「他人とかかわりあっているとき」だそうである。簡単なゲームではあるが、利用者も楽しんで参加されている様子が見える。現在利用者数は、毎回5～7名程度であるが、継続して事業の定着化に努めていきたい。

#### ◆ボランティア地域デビュー講座

ボランティア地域デビュー講座「傾聴講座」を13日（土）・20日（土）の2回コースで南部地域福祉センターB棟研修室にて開催した。講師は、昨年度と同じNPO法人スピリッツの北田知子氏にお願いした。傾聴の基本姿勢や受容・共感について学び、傾聴ワークやロールプレイを行った。受講者は、2日間で計18名。和やかな雰囲気の中で和気あいあいとロールプレイに取り組めた。

ただ、佐倉市内のボランティア関係者が集まるボランティアセンター運営委員会があるが、その会議でも、「ボランティア講座を開催しても、参加者は少ない」という話題がこのところ出る。今後ボランティアに関心をもってもらうために、より興味を持っていただけるような企画が必要になってくる。年度末に第2回目の地域デビュー講座を開催する予定であるが、認知症や発達障害に関する研修を考えている。

#### ◆南部文化祭

10月27～28日の二日間にわたって、センターA棟の大広間にて「第5回南部文化祭」が開催された。これは南部地域福祉センターを会場に開催されている教養教室、同好会、サークル活動での、地域の皆様の日頃の活動の成果を披露する機会である。

展示内容は、書道・生け花・陶芸・七宝焼・手芸・絵画・布ぞうり・木彫・折り紙・人形・クラフトなど。愛光の手工芸や陶芸作品の出品もあった。出展者有志より、バザー売上金のご寄付をいただいた。

来場者数は両日合わせて199名だった。

#### ◆根郷福祉まつり

根郷福祉まつり（根郷地区社協主催）が11月4日（日）にセンターB棟を会場に開催された。根郷地区社協によると来場者数は500名であった。愛光からも参加。

（佐倉市南部地域福祉センター所長・横川民夫）

## 優しい顔と冷たい心と

客には気づかれまいと、薄い水割りやハイボールを出す居酒屋。それは客を欺く「水増し」商法の手口だ。そんな店からは、いずれ客は離れていくだろう…少々下世話すぎる例えだが、不誠実な行為が世間から非難されるのは当然だ。

今夏、障害者雇用促進法違反が告発された。こちらは人生を左右する大問題だ。こともあろうに、日ごろは法令順守を国民に求める立場の中央省庁がずらりと“違反者リスト”に名を連ねていた。障害者差別があってはならないと、国民を指導する側が人目につかないところで差別的取扱いをすることは、まるでブラックジョークである。問題の拡がりも深刻で、さすがに国は第三者による検証委員会を立ち上げた。

2017年6月現在で、国の33の行政機関のうち28機関が、雇用率が守られているかのように見せかけるために、障害者手帳を持たない職員や退職者などを障害者として不正に計上していた。その数は計3700人にのぼると報告書は述べている（10月22日）。

しかし「なぜこのようなことが起こったか？」という根本的疑問についての検証委員会の見解には、批判的な見方もある。

<法定雇用率をとにかく達成すればよいという「数合わせ」意識が水増しを生んだ。それが各官庁で大規模にさまざまな手口で長年にわたり続けられてきた／ならば不正は故意に行われていた—そう考えるのが自然だ／だが、検証委の報告書は「法定雇用率を充足するため、恣意（しい）的な障害者区分に当てはめるなどしてきた」と、過失による計上と結論づけた。「意図的」を否定する省庁側の言い分を追認した形だ>

（10月23日、東京新聞社説）

この検証委員会には当事者は加わっていない。「専門的な知見を持つ方をお願いした」（厚労相）からその必要はないと、当事者の

参加要求を認めなかった。しかしこれでは「第三者」の示した公平な見地からの見解とはどうしても思えない。これは悪質な障害者差別だと、なぜ認定できないのか？

さらにこんな続報があった。

事件発覚後いち早く改善をはかろうとしたところまではよかったのだが、財務省が障害者向けに行った非常勤職員の求人の応募資格には「自力で通勤できる」「介護者なしで業務を遂行できる」などといった条件を課す項目があると、障害団体からの抗議があった（10月26日、産経）。さらに「門戸を狭める不適切な応募条件が全国の32都府県で設けられている」と同様の指摘があった（11月2日、毎日）。「これでは健常者を募集しているのかと思うような条件だ。各自治体は速やかに削除すべきで、どうしたら障害の有無に関係なく共に働けるかを第一に考えてほしい」（DPI日本会議白井事務局次長）という当事者の意見が添えられていた。

検証委員会の報告が法に違反した側に甘かったがゆえに、問題の本質が認識されていないと思わざるを得ない。

相模原殺傷、強制不妊手術、そして今回の法定雇用率水増し…一昨年から続いて世間を騒がしている「障害者をめぐる三大ニュース」である。いずれも障害をもつ人の人権が侵され、無視・軽視された結果とみることができる。

あまり悲観的なことを言いたくはないが、現在、国挙げて地域共生社会の実現、あるいは2020年の東京パラリンピックに向けての取組みとか、障害者を社会の一員として理解し受け入れようとしているその一方で、障害者を非生産的、非効率的存在と見る“排除と選別の思想”が依然存在する。

この「優しい顔と冷たい心」の持ち主は、実に厄介な存在だ。

（法澤 奉典・のりざわ ともり）